

医療法人三愛会 埼玉みさと総合リハビリテーション病院
指定居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人三愛会が開設する埼玉みさと総合リハビリテーション病院指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者」という。）に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 埼玉みさと総合リハビリテーション病院指定居宅介護支援事業所
- 2 所在地 三郷市新和5-207

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（主任介護支援専門員を兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業所の運営上必要な指揮を行う。
- 2 主任介護支援専門員 1名以上（介護支援専門員を兼務。うち1名は管理者を兼務。）
主任介護支援専門員は、業務に従事する介護支援専門員に対して適切な業務の遂行や専門性の向上が図られるよう、指導・助言を行う。
- 3 介護支援専門員 2名以上
介護支援専門員は、居宅介護支援業務を行い、要介護者等の能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日まで及び年末年始は休日とする。
- 2 営業時間 8:30から17:30までとする。
- 3 連絡体制 埼玉みさと総合リハビリテーション病院
総合受付 電話 048-953-1211
(24時間体制 営業時間外は070-6425-9453)

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料)

第6条

- 1 居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
 - イ) 相談の場所 第3条に規定する事業所内（必要に応じて居宅訪問を実施）
 - ロ) 課題分析表の種類 MDS－HC又は自社方式
 - ハ) サービス担当者会議開催場所 原則として利用者様ご自宅。場合によっては入院先等自宅以外で行う又はオンラインでの会議形態(ICTの活用)とする場合あり。
- 二) 居宅訪問の頻度
最低1ヶ月1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ、随時訪問する。オンラインでの形態(ICTの活用)とする場合あり。
- ホ) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回。
 - 2 第7条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - イ) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロ未満 500円
 - ロ) 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロ以上 1000円
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
 - 4 居宅サービス計画の作成にあたって利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能である。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、三郷市新和3・4・5丁目、栄3・4・5丁目、鷹野1・2・3・4・5丁目、高州1・2・3・4丁目、東町、寄巻、鎌倉、戸ヶ崎、戸ヶ崎1・2・3・4・5丁目

(事故発生時の対応)

第8条

介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(相談・苦情対応)

第9条

- 1 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。
- 2 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

(個人情報の取り扱い)

第10条

従業者は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又その家族の秘密を漏らす事は致しません。利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を得ます。「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報を取り扱います。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条

- 1 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (イ)虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (ロ)虐待の防止のための指針を整備する。
 - (ハ)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (二)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(身体的拘束等の原則禁止と身体的拘束等を行う場合の記録)

第12条

生命又は身体保護の為緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行いません。やむを得ない場合は、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たす事を組織等で慎重に確認・相談をした上で行い(相談内容を記録)、実施時の時間や利用者の心身状況・やむを得ない理由を記録します。

(その他運営についての留意点)

第13条

- 1 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - イ) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - ロ) 継続研修 年1回以上
- 2 従事者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒む事は致しません。正当な理由とは、
 - ①現員からは利用申し込みに応じきれない場合
 - ②利用申し込み者の居住地が事業の実施地域外の場合
 - ③他の事業所と併せて依頼を行っている場合 等がある。
- 5 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人三愛会理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

令和6年4月1日改定

令和7年4月1日更新